木造又は非木造の別			
工事の種別及び内容	工事の種別	第１号工事	１　増築　２　改築　３　大規模の修繕　４　大規模の模様替
		第２号工事	１　床の過半の修繕又は模様替　２　階段の過半の修繕又は模様替 ３　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　４　壁の過半の修繕又は模様替
		第３号工事	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 １　居室　２　調理室　３　浴室　４　便所　５　洗面所　６　納戸 ７　玄関　８　廊下
		第４号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 １　建築基準法施行令第３章及び第５章の４の規定 ２　地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準
	工事の内容		
摘　要			

上記の工事が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の２第３項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第４号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明を行った建築士	住　所			
	氏　名	㊞	登録番号	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
証明を行った建築士の属する建築士事務所	名　称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号	年　月　日 第　号		

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備考

１　「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。

２　「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。

３　「木造又は非木造の別」の欄には、当該工事を行った家屋が木造住宅である場合には「木造」と、木造住宅以外の住宅である場合には「非木造」と記載すること。

４　「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。

⑴　「工事の種別及び内容」の「工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。

①　「第１号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第29条の２第３項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替であって、次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

②　「第２号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の２第３項第２号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

イ　床の過半の修繕又は模様替　床（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第５号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの

ロ　階段の過半の修繕又は模様替　主要構造部である階段の過半について行うもの

ハ　間仕切壁の過半の修繕又は模様替　間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）

ニ　壁の過半の修繕又は模様替　主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）

③　「第３号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の２第３項第３号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。

④　「第４号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の２第３項第４号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。

⑵　「工事の種別及び内容」の「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第29条の２第３項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第４号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。

５　「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が施行令第29条の２第３項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第４号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士について、次により記載すること。

⑴　「証明を行った建築士」の「住所」、「氏名」及び「登録番号」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った住所、氏名及び登録番号を記載するものとする。

⑵　「証明を行った建築士」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、当該建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。

⑶　「証明を行った建築士」の「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

６　「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

第明治三十二種郵便物認可　平成二十三年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目四番五号　〒一〇五―八五〇一　電話　03（3587）4294
定価　本号一部　六九五円（本体六四三円）　年間分　八〇四〇円（本体七四五〇円）　（配送料別）